

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 三〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三〇
- 計量器の定期検査を実施する件 三〇
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三〇
- 保安林の指定をする予定である件 三〇
- 道路の区域を変更する件三件 三〇
- 道路の供用を開始する件三件 三〇
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 三〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三〇
- 落札者を決定した件 三〇
- 福島県監査委員 三〇
- 地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 三〇

告 示

福島県告示第五百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年八月七日から同年九月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年八月七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
（仮称）ヨークベニマル白河昭和町店 福島県白河市昭和町二百三十一
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
街並みづくりに係る事項
屋外広告物の設置について、白河市屋外広告物等に関する条例の規定により、屋外
広告物に関する許可申請を提出すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし
（商業まちづくり課）

福島県告示第五百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年八月七日から同年九月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び大玉村産業建設部産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年八月七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
SUPER CENTER PLANT 5 大玉店 福島県安達郡大玉村大山字玉
貫百六十一ほか四十九筆
- 二 法第八条第一項の規定により大玉村から聴取した意見の概要
意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし
（商業まちづくり課）

福島県告示第五百三十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年八月七日

- 一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査
福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
相馬郡新地町	非自動はかり（計量法	九月一日	新地町役場

相馬市	施行令（平成五年政令第三二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。） り						相馬市
南相馬市	午後二時から 午後四時まで	九月一六日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	同 午後一時三〇分から 午後三時まで	九月二八日 午後一時三〇分から 午後四時まで	九月二九日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	九月三〇日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	同 午後二時三〇分から 午後三時三〇分まで
右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月一日から一〇月二九日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	福島県計量検定所	同	小川町体育館	同	交流センターふれ愛館

午前九時から 午前一一時三〇分まで	午後一時から 午後三時まで
----------------------	------------------

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
相馬市、南相馬市、相馬郡新地町及び同郡飯舘村	非自動はかり、分銅及びおもり	一月一日から二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区から令和八年七月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、同月三十一日認可した。

令和八年八月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年八月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林予定森林の所在場所

相馬市磯部字大浜三八の一、三八の二、三八の五、三八の六、三九の七、四一の四、四二の一、四三から四五まで、四六の一、四六の二、四七、四八、四九の二、五〇、五一の四、五一の五、五三の一、五三の四、五四の一、五四の二、五六の一、五六の二、五七の一、五八、六〇から六三まで、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二、六七の一から六七の三まで、六九の一から六九の三まで、七一の一、七一の二、七一の四、七一の六、七二の一から七二の四まで、八五の三、八五の四、八九の五から八九の七まで、九二の四、九二の五、一一〇の四、一四三の四、一四三の五、一四四の二、一四四の六、一四四の七、一四五の五、一五二の二、一五三の二、一五四、一五

五、一五六の一、一五六の三、一五六の四、一五七の二から一五七の三まで、一五七の六、一五八の一、一五九、一六一の一、一六一の三、一六五、一七二から一七六まで、一七八、一七九の一、一八〇、一八五の一、一八五の二、一八六、一八七、一九三、三三四から三四〇まで、字芹谷地三六九の四、三六九の六から三六九の九まで、三七〇の六から三七〇の一二まで、三七一の一、三七一の二、三八六の二、三八八の三、三九五の一五、三九六の七、三九六の八、三九六の二から三九六の二六まで、三九七の四、三九七の六、三九七の二、三九七の九、四〇三の二四、四〇五の六、四〇五の七、七一九から七二七まで、字大洲一七の四六、五九の二、五九の三、六〇、六一、字大迎一〇八六の三、一〇八六の五、一〇八六の八、一〇八六の九、一〇八七の二、一〇八八の三から一〇八八の五まで、一〇八九の二、一〇九〇の一、一一〇の一、一一〇の四、一一一、柏崎字北家野一三八の三、一三九の一、三〇三の七、三〇六から三〇八まで

二 指定の目的
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和八年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	二本松市西新殿字大林 一九番地先から	変更前	一三・八 四二・一	二九六・七

同 市西新殿字安ノ 沢一〇番四地先まで	変更後	一七・四 四二・一	二九六・七
------------------------	-----	--------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第五百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和八年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道本宮 土湯温泉 線	安達郡大玉村大山字天 王一一三番地先から 同 郡同 村大山字大 橋一一番一地先まで	変更前 変更後	四・九 二六・〇 九・〇 二五・五	二九〇・八 二九〇・八 二九〇・八

(道路計画課)

福島県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和八年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	田村市船引町春山字赤 間田三一一番一地先から 同 市船引町船引字館	変更前	A一 七・六 五三・五	五、三九二・四

柄前一〇二番一地先まで 田村市船引町船引字館柄前一〇二番一地先から 同 市船引町船引字三本柵九番一地先から 同 市常葉町西向字米粉原一九番一八地先まで 田村市船引町春山字赤間田一一三番一地先から 同 市船引町船引字館柄前一〇二番一地先まで	A_二 五・三〃 二七・八 A_三 七・三〃 一四・三 B_一 一一・四〃 一三六・五 B_二 一三・六〃 二一八・五 B_三 二七・五〃 八八・八 B_四 一八・四〃 五三・二 C 一四・四〃 二六一・四 変更後	一、〇二五・九 一二五・〇 一、九二〇・〇 八六六・〇 八四・八 二一八・三 三八八〇・九 五、一三一・三
---	--	---

	で	田村市船引町春山字赤間田三一番一地向先から同市常葉町西向字米粉原一九番一八地向先まで
B	一一・四 一一・五	
	六、七五一・七	

福島県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和八年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	一般国道三九九号
供 用 開 始 の 区 間	伊達市箱崎字沖前一一番一地先 から 同市前川原一九番一地先まで
供 用 開 始 の 期 日	令和八年八月二〇日

福島県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和八年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	一般国道四五九号
供 用 開 始 の 区 間	二本松市西新殿字大林一九番地先 から 同 市西新殿字安ノ沢一〇番四 地先まで
供 用 開 始 の 期 日	令和八年八月七日

(道路計画課)

福島県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和八年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道本宮土湯温泉線	安達郡大玉村大字天王一一三番地先から同 郡同 村大字大橋一一番一 地先まで	令和八年八月七日

（道路計画課）

福島県告示第五百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和八年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 沢入
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する一点から一九点までを順次結んだ線及び一九点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域
大沼郡金山町大字玉梨字居平
五六九番一 一点 北緯三七度二四分二二秒八二九八
東経一三九度三三分〇六秒四五四二
五七五番 二点 北緯三七度二四分二二秒八四九〇
東経一三九度三三分〇六秒七三九〇
五七六番 三点 北緯三七度二四分二二秒九五七八
東経一三九度三三分〇八秒三四七四
五八四番 四点 北緯三七度二四分二〇秒六五五六
東経一三九度三三分〇八秒九六六一
五八九番 五点 北緯三七度二四分二〇秒一八九九
東経一三九度三三分一二秒〇七三八
六 点 北緯三七度二四分二〇秒六四五四

公 告

公告第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和八年八月七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
安達土地改良区

五九一番	七 点	東経一三九度三三分一四秒八七二二
六〇八番	八 点	北緯三七度二四分二〇秒五六八九
六一一番一	九 点	東経一三九度三三分一五秒六八〇一
六〇五番	一〇 点	北緯三七度二四分一九秒三八八五
五九九番	一 点	東経一三九度三三分一六秒四四一九
五九七番	一 点	北緯三七度二四分一八秒九八一六
五八五番一	一 点	東経一三九度三三分一八秒四五〇六
五八二番一	一 点	北緯三七度二四分一七秒二六三七
六六三番一	一 点	東経一三九度三三分一七秒九四一三
五八〇番一	一 点	北緯三七度二四分一六秒九九〇四
五七一番一	一 点	東経一三九度三三分一七秒八〇三一
	一 点	北緯三七度二四分一七秒五七〇〇
	一 点	東経一三九度三三分一七秒九一四二
	一 点	北緯三七度二四分一七秒九二二五
	一 点	東経一三九度三三分一四秒一五二八
	一 点	北緯三七度二四分一八秒九一〇二
	一 点	東経一三九度三三分一四秒二六三六
	一 点	北緯三七度二四分一八秒七五三一
	一 点	東経一三九度三三分一二秒一八五六
	一 点	北緯三七度二四分一八秒七七一
	一 点	東経一三九度三三分〇九秒七一四
	一 点	北緯三七度二四分一七秒八四三九
	一 点	東経一三九度三三分〇九秒八八九二
	一 点	北緯三七度二四分一八秒〇〇六八
	一 点	東経一三九度三三分〇八秒六一〇七
	一 点	北緯三七度二四分二〇秒九八九六
	一 点	東経一三九度三三分〇六秒七四四三

（砂 防 課）

退任した役員	役別	氏名	住所
理事	佐藤	公伯	二本松市吉倉字広田三九番地
同	佐藤	市郎	市油井字梨子木九四番地
同	安齋	久勝	市上川崎字大壇五七番地三
同	野地	和美	市下川崎字中作五九番地
同	斎藤	貞寛	市垣子内一一一番地
同	尾形	栄喜	市米沢字小林七三番地二
同	安齋	栄	市油井字河窪四番地
同	菊地	仁行	市油井字福岡七八番地
同	穴戸	貞之	市油井字油井町一四番地
同	丹治	秀雄	市油井字作ノ内二三番地
同	安齋	誠一	市渋川字館一番地
同	富山	潤	市渋川字沼前四八番地二
同	安齋	秀明	市上川崎字早稲田五七番地
同	遠藤	一美	市小沢字原二〇六番地
同	佐藤	孝	市下川崎字柳作五七番地二
就任した役員	役別	氏名	住所
理事	佐藤	公伯	二本松市吉倉字広田三九番地
同	安齋	栄	市油井字河窪四番地
同	安齋	久勝	市上川崎字大壇五七番地三
同	野地	和美	市下川崎字中作五九番地
同	斎藤	貞寛	市垣子内一一一番地
同	古川	美智男	市上川崎字下種田一一〇番地
同	尾形	栄喜	市米沢字小林七三番地二
同	菊地	仁行	市油井字福岡七八番地
同	穴戸	貞之	市油井字油井町一四番地
同	丹治	秀雄	市油井字作ノ内二三番地
同	安齋	誠一	市渋川字館一番地
同	富山	潤	市渋川字沼前四八番地二
同	安齋	秀明	市上川崎字早稲田五七番地
同	遠藤	一美	市小沢字原二〇六番地
同	佐藤	孝	市下川崎字柳作五七番地二
同	堀川	英二	市小沢字菖蒲沢四二番地
同	野地	太郎	市下川崎字古城内三二番地一
同	官野	幸喜治	市油井字前作一一八番地
同	安齋	好美	市上川崎字上種田一三三番地
同	佐藤	繁雄	市吉倉字萱刈五四番地二

同	同	同	同	監事
安齋	佐藤	橋本	官野	幸喜治
好美	光男	康直	同	同
同	同	同	市油井字前作一八番地	
同	同	同	市吉倉字宮下一〇番地	
同	同	同	市小沢字上台八八番地	
同	同	同	市下川崎字宮六番地二	
同	同	同	市上川崎字上種田一三三番地	

(農村計画課)

公告第166号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年8月7日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪ドーザⅢ（18t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和8年7月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
- 5 落札金額
28,710,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年6月2日

（入札用度課）

福島県監査委員

福島県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月7日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
齋藤紀朗	福島県郡山市咲田二丁目3番6号
齋藤匡弘	福島県郡山市開成六丁目75番地
福田新太郎	福島県南相馬市原町区旭町三丁目56番地 ヴィラセジュールB棟202
阿部哲	山形県山形市桜町四丁目4番10号 クレール・ファミリーユ202号
今野剛嗣	宮城県仙台市太白区鹿野三丁目2番8号
半沢裕子	福島県郡山市桑野二丁目13番7号 サーパス開成山外苑505号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和8年8月10日から令和9年3月31日まで

（監査総務課）